

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

施策展開の方向性^⑫

人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します

【施策の必要性】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の児童・生徒に人権尊重の精神を涵(かん)養することが不可欠です。

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を確実に推進することが必要です。

1 人権教育の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

(ア) 指導資料、啓発学習資料の作成

- a 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。
- b 啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの制作を行う。

(イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員等に対する研修を実施する。

(ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、映像資料の閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を50校程度設置する。

ウ 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

として、次の事業を実施する。

- (ア) 人権教育研究推進事業
- (イ) 人権教育推進のための調査研究事業
- (ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

施策展開の方向性⑬

生命を大切にすると心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します

【施策の必要性】

我が国には、これまで受け継がれてきた、礼節を重んじ、他者を思いやり、互いに助け合っ
て生活する国民性があり、日本を訪れた外国人からも高く評価されています。その背景の一つ
には、学校の道徳教育などにより、規範意識や豊かな心を児童・生徒に育ててきたことが考え
られます。

今後とも、自他の生命の尊重、規律ある生活など、将来、社会において生きていく上で求め
られる道徳的価値や人間としての在り方生き方に関する意識を深めるために、「特別の教科
道徳」はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等それぞれの特質に応じた道徳
教育の一層の充実が求められています。その際、主体性をもって、様々な人々と議論したり、
協働して解決策を見出したりするアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れていくことが効
果的です。

また、児童・生徒に社会貢献への意識などを育むためには、特別活動等において家庭や地域・
社会と連携したボランティア活動を積極的に取り入れ、生命を大切にすると心や他人を思いやる
心などを育むことが重要です。

1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進（指導部）

- (1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

優れた授業実践を公開するとともに、「考え議論する道徳」の実現に向けた指導の在り
方や工夫等について周知する『「特別の教科 道徳」授業力向上セミナー』を実施し、教
員の指導力向上を図る。また、指導事例を都教育委員会ホームページで公開し、指導の在
り方や評価の考え方について周知を図るとともに、各学校における指導事例の活用を推進
する。

- (2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 東京都道徳教育教材集の作成・配布

都教育委員会が平成 24 年度から作成・配布している東京都道徳教育教材集「心あかる
く」（小学校低学年版）、「心しなやかに」（小学校中学年版）、「心たくましく」（小学校高
学年版）、「心みつめて」（中学校版）を、「特別の教科 道徳」の内容項目に対応するよ
うに改訂して、都内全公立小・中学校等の全ての児童・生徒に配布するとともに、道徳科
はもとより、各教科や特別活動等における活用を推進し、東京の子供たちの豊かな心の育
成に資する。

イ 東京都道徳教育教材集保護者向けリーフレットの作成・配布

東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」の内容等について紹介するとともに、家庭での活用を促し、家庭における道徳教育の充実を図ることを目的として、保護者向けリーフレットを作成し、小学校新1年生及び中学校新1年生の全保護者に配布する。

(3) 道徳授業地区公開講座の充実

ア 学校と家庭・地域とが一体となった道徳教育を推進することを目的として、都内全公立小・中学校等及び一部の特別支援学校において、道徳授業地区公開講座を実施する。都内全公立小・中学校等の全ての学級において、保護者・地域住民に道徳科の授業を公開するとともに、意見交換会を実施し、教員・保護者・地域住民が子供たちの課題や大人の果たすべき役割等について意見交換・協議を行う。

イ 平成30年3月に都内全公立小・中学校等を対象に作成・配布した意見交換会導入ビデオ資料(DVD)の活用を推進し、道徳授業地区公開講座における意見交換会の内容の充実と参加者の増加を図る。

ウ 平成30年3月及び平成31年3月に都内全公立小・中学校等の全教員を対象に作成・配布した道徳授業地区公開講座教員用リーフレットの活用を推進し、道徳授業地区公開講座の計画・実施、DVDを活用した意見交換会の実施例等に関する理解を深めるとともに、講座の内容の充実を図る。

エ 区市町村教育委員会を通じての各学校からの要請に応じ、都教育委員会の指導主事等を道徳授業地区公開講座の講師として派遣し、各学校を支援するとともに、講座の充実に向けた具体的な方策等について必要に応じて指導・助言する。

2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）（再掲）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

「人間と社会」は道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはより良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標とした教科であり、平成28年度から全都立高等学校等で実施している。各校の指導の充実のため、推進者を対象とした研修を実施するなど、必要な支援を行う。

ア 年間計画等調査の実施

令和4年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における令和2年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

イ 推進者研修の実施

(ア) 「人間と社会」の優れた取組の共有とともに、探究的な要素を取り入れた「人間と社会」改訂版教科書の趣旨・活用方法等の説明を目的として、各校の推進者を対象に推進者研修会を実施する。

(イ) 令和元年度から導入された各校の道徳教育推進教師は、原則として教科「人間と社会」推進者が兼ねる。

3 特別支援学校における社会貢献活動の推進（指導部）

(1) 社会貢献活動の実施

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、学校卒業後も含め、生涯にわたり地域の一員として自己有用感を得て、生き生きと生活していくことを目指し、地域の人々に貢献するこ

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

とによる喜びを実感できる活動を実施する。実施に当たっては、オンライン等を活用しながら活動方法を工夫する。

(2) 地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

地域の特性や、これまでモデル事業として実施してきた高齢者施設等での活動を踏まえ、可能な限り、障害種別や学年を超えて、多くの児童・生徒が、活動に参加できるようにする。また、小・中学生や地域住民の参加を得て実施する交流活動の充実を図る。実施に当たっては、オンライン等を活用しながら活動方法を工夫する。

4 環境保全に向けた取組の推進（指導部）

(1) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

環境への取組（3R）について、幼児・児童・生徒自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

(2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰

オリンピック・パラリンピック教育を一層推進するため、東京都オリンピック・パラリンピック教育のテーマ「環境」に関する優れた取組を行った学校等を顕彰する。

(3) 環境教育の推進（再掲）

令和2年度に作成した環境教育教材を踏まえ、環境保全に関する内容を補助資料として示すことで、児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の更なる育成を図る。

施策展開の方向性⑭

いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

【施策の必要性】

いじめ防止等の対策を一層推進するため、「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定され、「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定しました。これらにより、全ての公立学校において、「学校いじめ対策委員会」の設置や「学校いじめ防止基本方針」の策定等を通して、学校全体による組織的な対応を推進してきました。

今後は、児童・生徒同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための取組を充実させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携や、「学校サポートチーム」の有効活用などにより、児童・生徒に対する支援体制の強化を図ることが必要です。

また、平成28年4月の「自殺対策基本法」の一部改正を踏まえ、学校では、自他の生命を尊重する教育を重視するとともに、信頼できる大人に助けを求めることの大切さ等について、計画的に指導する必要があります。

1 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の着実な推進（指導部）

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

学校において、軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、研修等を通し、全

での教職員が、下記の視点に立って「いじめ防止対策推進法」に規定されている「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにする。

ア 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合は、例外なくいじめに該当すると捉える。

イ 行為を受けた児童・生徒が苦痛を感じていない場合であっても、相手の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめに該当すると捉える。

ウ いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ると認識し、いじめの件数が多いことが課題であるとの意識を払拭する。

エ 相手の行為の故意性や継続性等を含む重大性や緊急性、その行為により受けた児童・生徒の心身の苦痛の程度など、個々の状況に応じて、解決に向けた対応は異なることを理解する。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現するため、「いじめ防止対策推進法」の規定により全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」が、以下の役割等を果たすことができるよう、機能の強化を図る。

ア スクールカウンセラーの勤務日等に合わせて定例会議を開催し、児童・生徒の状況やいじめ防止等の対策の推進状況を確認する。

イ 全教職員に対して、児童・生徒の気になる様子を漏らさずに報告するよう徹底させ、情報を集約して、定義に基づき、いじめを認知する。

ウ 認知されたいじめについて、実態に基づき、早期解決のための対応方策を協議するとともに、日々、対応の状況等を確認する。

エ いじめの対応状況等について、全教職員により情報共有ができるよう、電子データ等により記録を管理する。

オ いじめに関する授業、教職員研修、定期的なアンケート、スクールカウンセラーによる面接、児童会・生徒会の活動等、いじめの未然防止等に向けた取組を計画、推進するとともに、その成果と課題を明らかにし、改善策を提言する。

(3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進

児童・生徒が、以下に示す目的等に即して、東京都教育委員会が作成・開発した情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を有効に活用できるようにするため、学校における授業等を通して、周知・啓発を図る。

ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。

イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

(4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

児童・生徒が、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動できるようにするため、以下の取組等を通して、教職員による児童・生徒への指導の充実を図る。

ア 教職員が率先して児童・生徒の良さを発見するとともに、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動を計画的に実施する。

イ 児童会や生徒会による活動を通して、児童・生徒相互の共感的な人間関係が築かれると

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

ともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

ウ 児童・生徒が、いじめをなくすためにはどうすればよいかについて話し合う活動を通して、合意形成や自己決定ができるようにする。

エ いじめ防止に向けた児童・生徒自身の取組の推進役を担うことができるリーダー性を育成する。

オ 平成 27 年度に都教育委員会が策定し、平成 31 年度に改訂した「SNS 東京ルール」を踏まえ、児童・生徒自身が「学校ルール」や「家庭ルール」を作成することを通して、SNS を利用する際のマナーを身に付けることができるようにする。

(5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

学校が、いじめ防止の取組を全教職員の共通実践の下に組織的に行われるようにするとともに、その取組について保護者や地域住民等から理解・協力を得られるようにするため、下記の取組等を通して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

ア 学校評価の項目にいじめ防止対策の推進状況を設定し、学校の取組の推進状況について、ふれあい月間「教職員シート」「学校シート」等を活用した自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCA サイクルの中で検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

イ 年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するとともに、学校ホームページや「学校便り」に掲載して、学校の取組についての周知・啓発を図る。

2 SOS の出し方に関する教育の推進（指導部）

(1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底

児童・生徒等の自殺を予防するため、以下の取組を通して、児童・生徒の様子の変化を教職員全体で把握するとともに、気になる様子が見られる児童・生徒に対しては、保護者や関係機関と連携して、当該児童・生徒の悩みや不安の解消に向けて確実な対応を行う。

ア 学期初めなど定期的に、教職員による状況観察や個人面談、悩みや不安把握のためのアンケート等を実施し、児童・生徒一人一人の様子を確認する。

イ 過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒については、定期的に相談後の状況を確認する。

ウ 児童・生徒や保護者との面談等を通して、児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

エ 始業式後の学級指導等において、全児童・生徒に対して、悩みや不安がある場合は、教職員に相談するよう伝える。

オ 気に掛かる児童・生徒については、保護者等に連絡をして当該児童・生徒の状況を改めて確認するとともに、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援していくことを伝える。

カ 心配な状況が想定される児童・生徒については、「学校サポートチーム」を活用するなどして、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達の保護者、PTA 役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策

等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行う。

(2) 全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催

都内全公立学校における生活指導の一層の推進を目指し、都内全ての公立学校長が、都における自殺予防教育の推進等の健全育成上の課題について共通理解を図るとともに、その解決・改善に向けた校長のリーダーシップによる組織的な取組を推進するための方策について考えることができるようにする。

(3) 都教育委員会作成のDVD教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育に係る授業の実施

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、全ての児童・生徒に対する自殺予防のための教育の充実を図るため、各学校において「SOSの出し方に関する教育」を指導計画に位置付けるとともに、都独自のDVD教材「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」を活用又は参考にした授業を各学校のいずれかの学年で年間1単位時間以上実施する。

3 教育相談の一層の充実（指導部）

(1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進

ア 電話相談による支援（再掲）

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を24時間フリーダイヤルで受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

イ 来所相談による支援（再掲）

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日18時までの相談時間の延長及び毎月原則第3土曜日の開所を引き続き実施する。

ウ メール相談による支援（再掲）

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

エ SNS教育相談による支援（再掲）

都内在住又は在学の中学生・高校生（相当年齢）本人からの教育相談にSNSで対応する。

オ 学校等への支援（再掲）

(ア) 教職員等からの児童・生徒理解に関する相談

教職員等からの幼児・児童・生徒の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

(イ) 所員及び専門家等の派遣

a 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

一般訪問：いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。

緊急支援：児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児、児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと学校（園）における日常性を取り戻すため学校等に派遣し支援を行う。

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

b 心理学や教育学等の教育課程がある大学等の紹介

不登校や集団不適応等の改善に向けて支援するため、児童・生徒の話し相手や遊び相手として大学等を学校に紹介し、連携を提案する。

(ウ) 都立学校教育相談担当者との連携の推進

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

(エ) 区市町村教育相談機関との連携の推進

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会、教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び適応指導教室との連携、協力を推進する。

カ 学校問題解決サポートセンター

学校等からの相談又は学校等の対応への不満に関する保護者等からの相談に対して、必要に応じて専門家等からの助言を受け、公平・中立の立場で助言を行う。

なお、問題解決に向けた第三者的相談機関として、学校だけでは解決困難ないじめ等の問題について迅速かつ適切に対応する。

(ア) 電話相談による支援

学校及び保護者等からの相談を受け、所員が助言をする。

(イ) 専門家等からの助言

相談を受けた案件のうち、必要に応じて専門家等の助言を受け、回答する。

※ 専門家等：弁護士、精神科医、公認心理師等、元警察官、行政書士、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員代表、保護者代表

(ウ) 第三者的機関としての解決策提示

当センターが学校等だけでは解決困難と判断した案件について、当事者双方の合意の下、それぞれの意見を聴取した上で、専門家等で構成するケース会議において解決策を協議し提示する。

(エ) 「いじめ等の問題解決支援チーム」

いじめや児童・生徒に関わる問題について、迅速かつ適切に対応するため、学校や教育委員会等からの相談に応じ、少人数の専門家等による「いじめ問題解決支援チーム」により、機動的かつ早期の問題解決を図る。

(2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

児童・生徒からの訴えを確実に受け止め、相談した児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、児童・生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーを含む全ての教職員がいつでも相談に応じる体制の充実を図る。

(3) シニア・スクールカウンセラー（SSC）の配置

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、拠点的に配置するモデル事業を実施する。

(4) スクールカウンセラーの区市町村立小・中学校への追加配置

区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、一定の条件に基づき、区市町村教育委員会が選出した小・中学校（172校）においてスクールカウンセラーの配置を拡充する。

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

(1) 「学校サポートチーム」の機能強化

いじめ、暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全育成に向けて、学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」を有効に機能させ、活用を促進する。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

いじめ、不登校、暴力行為等、生活指導上の課題に対して、社会福祉等の専門家の助力を得て解決を図ることができるようにするため、区市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

(3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

ア 暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により更生を図ることができるようにするため、「警察と学校との相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校は、所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

イ 家庭における養育に起因する課題や児童虐待が疑われる事例等に対し、適切な支援により問題の解消を図ることができるようにするため、「児童虐待防止法」等に基づき、学校は、地域の児童相談所や「子供家庭支援センター」等に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

5 情報モラル教育の着実な推進（指導部）（再掲）

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各4校、特別支援学校2校）し、各校種において情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、東京都が作成した教材等を活用して、研究する。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発する。

ウ 情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開する。

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

公立小学校100校を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が、スマートフォンやSNS等を適切に活用することについて、一緒に学ぶことを目的とした親子情報スマホ教室を実施する。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報モラル教育を推進する補助教材「SNS東京ノート」を電子コンテンツ化し一人1台学習者用端末での利用を推進するとともに、その活用を図るため、学校が参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載する。

イ 家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載する。

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア 都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行う。

イ 子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率やルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の作成

有害情報から子供を守るための取組として、学校非公式サイト等の検索・監視の結果や監視で得られた最新の事例等を基にした情報モラル啓発用動画教材を作成し、情報教育ポータルサイトに掲載する。

(6) 情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開する。